

平成23年8月29日

新薬剤師養成問題懇談会 各位

国公立大学薬学部長（科長・学長）会議
幹 事 奥 直 人

薬学4年制課程卒業者の薬剤師国家試験受験資格取得の
経過措置に関する声明

薬学4年制課程卒業者の薬剤師国家試験受験資格取得の経過措置に関する声明については、各位のご協力により別紙のとおり取りまとめ、文部科学省、厚生労働省及び全国薬科大学長・薬学部長会議会員宛に送付いたしましたのでお知らせいたします。

平成 23 年 8 月 29 日

薬学 4 年制課程卒業者の薬剤師国家試験受験資格取得の経過措置
に関する声明

声 明 文

薬学 4 年制課程卒業者の薬剤師国家試験受験資格取得の経過措置に関して、平成 18 年度学部入学生（新薬学教育制度第一期生）に対して、一部の大学において大学院修士課程を 2 年間で修了し、1 年後の平成 24 年度に薬剤師国家試験受験資格を取得できる課程がおかれようとしている。このような課程は、参加型実務実習開始までの教育の質保証が担保できないこと、早期卒業が不可となっている 6 年制薬学教育の理念に反し修士課程を除く薬学 6 年制教育専修期間 5 年間で薬剤師国家試験受験資格取得を可能とすることから、社会一般の薬学 6 年制教育への疑念をも招きかねず重大な懸念を覚える。この課程を準備している大学に早急な是正を求めたい。

全国薬科大学長・薬学部長会議	井上 圭三
国公立大学薬学部長（科長・学長）会議	奥 直人
社団法人日本私立薬科大学協会	高柳 元明
一般社団法人日本病院薬剤師会	堀内 龍也
社団法人日本薬剤師会	児玉 孝
一般社団法人薬学教育協議会	望月 正隆
公益社団法人日本薬学会	赤池 昭紀
財団法人日本薬剤師研修センター	豊島 聰
一般社団法人薬学教育評価機構	小林 静子
特定非営利活動法人薬学共用試験センター	市川 厚

声明に至った経緯と概要

平成16年2月18日付け中央教育審議会答申「薬学教育の改善・充実について」のなかで、卒業要件に関し、『卒業要件は、大学に6年以上在学し、186単位以上を履修するものとする。なお、早期卒業は認めないことが適当である。これは6年制学部・学科においては、薬剤師の国家資格取得に直結した教育が行われること、人格的により成熟した段階で知識のみならず十分な技能・態度を有する専門的な人材を養成するという教育上の必要性があること、教育課程において実習の占める割合が高く学習に要する時間に個人差が少ないことなどから、修業年限未満の在学期間での教育課程の修了および卒業を認めることは適当ではないと考えられるためである。』と述べられている。これを受けて薬学6年制課程では早期卒業は不可となっている。これは（例えば土日や夏休みを利用して）早期に単位を取得して修業年限を短縮することは認められないということである。

平成17年12月26日付医薬食品局長通知に基づき、大学における薬学の4年制課程（以下、本文では薬科学科という）卒業生に薬剤師国家試験受験資格取得の経過措置が講じられることとなっている。認定の対象と要件については、以下に抜粋。

1. 認定の対象について(一部改正法附則第3条関係)

一部改正法附則第3条の規定に基づく認定は、次の①及び②の要件を満たしている者を対象とすること。

- ① 平成18年度から平成29年度までの間に大学に入学した者であること。
- ② 大学における薬学の4年制課程(以下「4年制課程」という。)を卒業し、かつ、大学院における薬学の修士課程を修了した者又は4年制課程を卒業し、かつ、薬学の博士課程を修了した者であること。

2. 認定要件について

薬剤師国家試験受験資格の認定は、次の要件のすべてを満たしている者について行うこと。

(1) 卒業要件(認定省令第1条第1項第1号関係)

学校教育法第55条の3に基づく早期卒業をしていないこと。

(2) 大学院における課程の在学期間(認定省令第1条第1項第2号関係)

大学院における薬学の課程の在学期間が2年以上であること。

(3) 必要単位の修得(認定省令第1条第1項第3号及び第2項関係)

医療薬学及び薬学実務実習を履修した大学における6年制課程を卒業するために必要な単位を当該大学において追加的に修得すること。

さて、4年制薬科学科の卒業生は卒業研究は修了しているが、卒業時には実務実習に参加するだけの知識、技能、態度の教育は当然実施されていない。6年制薬学科の4年次生と同等の教育を十分に受けるためには別に専修する期間が必要である。修士課程（博士前期課程を含む）修了後の1年間に実務実習事前学習等を含めて専修することが、その達成には最低限必要と考える。なお、修士課程の期間は、6年制薬学教育に必要な科目等を修士課程の教育・研究に支障が出ない程度を履修することは可能と考えられるが、薬科学科卒業生が薬学科に4年間在学することと同等の実務実習を行うに足る知識、技能、態度の教育がなされることは、修士課程2年間の在学では不可能と考える。

この度の修士課程2年修了後、直ぐに実務実習を行い、修士課程修了後1年間での薬剤師国家試験受験資格取得を意図する課程を組んでおられる大学（本課程を「修士課程を除く薬学6年制教育専修期間5年間での薬剤師国家試験受験資格取得の課程」と称す。ただし、実際には薬科学科4年間プラス1年間で6年制薬学科の教育専修期間と見なすことにも無理がある。）にあつては、修士課程の期間を除くと実質的に薬科学科の4年間と修士修了後の1年間の計5年間（この5年間で全て6年制教育専修期間と見なすとして）で、6年制薬学科と“同等の教育を行った”と主張するものであり、中教審の早期卒業は認めるべきでないとの考え方、およびそれを受けて医療人教育では早期卒業は不可とする文部科学省の姿勢に真っ向から対抗するものと言わざるを得ない。質の高い薬剤師を養成するという本来の6年制教育プログラム改革の趣旨を理解し、修士課程を除く薬学6年制教育専修期間5年間での薬剤師国家試験受験資格取得の課程を早急に是正すべきと考える。

さらに、修士課程を除く薬学6年制教育専修期間5年間での薬剤師国家試験受験資格取得は薬学6年制教育への挑戦とも受け取れる。すなわち、4年制課程に進むことにより、7年間で修士の学位と薬剤師免許取得が可能となることは、6年制薬学教育プログラムの根幹を揺るがす大問題と認識できる。全国の薬科大学・薬学部が総意で作りに上げてきた6年制薬学教育をさらに発展させ、国民に信頼される薬剤師を輩出することが重要と考えている。

特に薬学6年制教育専修期間5年間の課程では、先に述べたように4年制薬科学科卒業、修士課程2年修了で実務実習を行うプログラムとなっており、厚生労働省医薬食品局から実務実習を可能とするために平成19年5月に出された「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」に述べられているように、薬剤師の資格を欠く薬学生の実務実習が薬剤師法に対する違法性において本罪を構成しないと解釈しうるだけの条件整備を厳しく行う必要があり、十分な教育と教育プログラム下における事前学習、薬学共用試験等を行ったうえで、病院・薬局等の医療機関に実習をお願いしてきた。

平成23年6月24日に開催された全国薬科大学長・薬学部長会議でも「修士課程を除く薬学6年制教育専修期間5年間での薬剤師国家試験受験資格取得の課程」について、異議が出たことは、実習生を送る側の大学としてこの課程には、「条件整備」が十分に行えているというコンセンサスが得られていないことを如実に示している。

一方、実務実習生の受け入れ側である日本薬剤師会、日本病院薬剤師会から平成23年7月28日に開催された「新薬剤師養成問題懇談会」において、修士課程を除く薬学6年制教育専修期間5年間での薬剤師国家試験受験資格取得の課程による実務実習生の受け入れに関し、懸念が表明された。添付資料参考（一部、改訂）。

以上を鑑み、平成23年7月28日「新薬剤師養成問題懇談会」の後に、「修士課程を除く薬学6年制教育専修期間5年間での薬剤師国家試験受験資格取得の課程」に関して薬剤師教育に関わる関係諸団体、機関により協議し、この課程を推進している関係大学に本課程の早急な是正を強く要望することが、全会一致で決定した。

6 年制薬学教育における薬学生の実務実習の違法性阻却について

この問題については、厚生労働省医薬食品局から平成 19 年 5 月に出された「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」に薬学生の参加型実務実習が薬剤師法第 19 条違反とならないようにその要件等について明確に記載されている。

同書では薬学生の行為の適法性は行政、民事、刑事の 3 つの観点から考える必要があることから、それぞれの観点から要件を定めている。

まず行政法の観点からは目的に則りかつ行為の手段が社会通念からみて相当であることが必要と定めている。つまり、行為の目的として患者の生命・身体の安全が保障されていることを前提として、質の高い薬剤師を養成するという教育上の観点に則るとされていることから、薬学生が質の高い薬剤師養成課程において教育されていることが前提となっているといえる。従って、薬学 6 年制の教育課程でない者（4 年制の薬科学科）が（薬科学卒業と修士課程修了のみで）質の高い薬剤師養成課程を経ているとみなすことは通常無理と言わざるを得ない。

また同書は、民事法あるいは刑事法の観点からは薬学生が行う実務実習の実施上の条件として目的の正当性および行為の相当性の確保が必要と定めている。

目的の正当性として「実務実習が薬剤師の養成を目的とした薬学教育の一環として義務付けられている」。つまり「6 年制教育において義務づけられた教育カリキュラム」の中で行われていることを前提としており、ここにおいても薬科学科の教育課程がこれに該当するかが問題となる。

行為の相当性が認められるためには、薬学生の資質には一定以上の水準が要求されるとして、「具体的には、実務実習を行う前段階で、学内に必要かつ十分な基礎的知識や技能などが培われていることを基本として、約 1 ヶ月間行われる実務実習事前学習をはじめとする各種事前学習が、実務に関する十分な知識・技能・態度を有する教員によって十分かつ適正に行われている必要がある。薬学生に実務実習を行うに必要な資質があるか否かを評価する方法としては、6 年制教育において行うこととされている薬学共用試験が大学間の格差なく適正に実施されることが重要である」としている。また「各大学の 6 年制薬学教育に対する第三者評価の導入に関する検討が行われていることも重要なことであり、第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要がある」とも述べており、薬科学科がこれに該当するか否かが問題となる。

以上のことから、薬学生の実務実習の違法性阻却は薬学 6 年制を前提としたものであり、たとえ薬科学科卒業生が修士課程を経た段階で、それが薬学 6 年制と同等とみなすことは極めて困難といわざるを得ない。

平成 23 年 7 月 28 日
社団法人 日本薬剤師会

新 4 年制課程出身者の実務実習等について

薬学の新 4 年制課程出身者で所定の薬学系の大学院の課程（修士課程もしくは博士課程）を修了した者（以下 4+2 出身者）であって、厚生労働大臣が 6 年制課程を修了した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者には、経過的措置として薬剤師国家試験の受験資格が認められている。今後、4+2 出身者が実務実習を実施することが予想されるが、新 4 年制課程と 6 年制課程では、当初の設置目的及びアドミッション・ポリシーや在学中の履修科目等も根本的に異なっており、4+2 出身者が実務実習を実施するためには、実習までに習得しておくべき科目や年限等に関して、教育の質を担保する点から関係者間で一定のコンセンサスを得ていく必要があると考える。そのため、本件に関する本会としての考えを以下に示す。

1. 4+2 出身者の実務実習実施時期について

4+2 出身者が実務実習を実施する時期等については、教育の質の観点から関係者で合意しておく必要がある。6 年制課程の学生は入学後、体系的な教育プログラムに従って、教養教育、早期体験学習、臨床系の科目等を履修のうえ、薬学共用試験を受験している。4+2 課程の学生が、在学中に研究者養成等を目的とする教育を受けながら、更にこれらの科目等を十分履修することは不可能と考える。4+2 出身者については、修士又は博士課程修了後、最低 1 年間をかけて 6 年制課程で実務実習までに必要とされる科目を履修して、事前学習を行い、共用試験を受験するものと考えられ、実務実習は最短でもその翌年度（学部からの計算で 8 年次）以降とすべきである。

2. 4+2 課程に関しての第三者評価の実施について

① 6 年制課程は、高度な医療人養成を目的とすることから、薬学教育改革決定時に第三者評価の実施が決定され、平成 21 年度には、全大学で「自己評価 21」が実施されている。そして、今年度は薬学教育評価機構による 3 大学のトライアル評価が行われ、平成 25 年度から第三者評価がスタートするが、6 年制課程同様に 4+2 課程に関しても、教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行う必要がある。

② 厚生労働省より平成 19 年 5 月に公表された「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」でも、実務実習における患者の安全の確保等のために、薬学生の資質の確保につき言及され、「(前略) 第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要がある。(後略)」と明記されている。

6 年制教育においては参加型実習が行われており、患者の安全性の確保は重要であり、4+2 出身者の教育内容についても、第三者評価が必要である。

以上を考慮すると、薬剤師国家試験の受験は、最短でも大学院修了の翌々年度（学部からの計算で 8 年次）以降が妥当である。

以上